

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他

宮沢洋一・自民党税調会長に聞く

令和5年度税制改正と今後の展望

老後に係る私的年金や退職金税制、課税逃れの減資に対応する外形標準課税等のあり方を引き続き検討



NISA 制度の抜本的拡充・恒久化、研究開発税制の見直し、相続時精算課税制度及び暦年課税制度の見直しやインボイス制度の負担軽減措置の導入等が盛り込まれた令和5年度税制改正。本誌は、自民党税制調査会の宮沢洋一会長に単独インタビューを行い、主な改正項目の趣旨やポイントのほか、次年度以降の改正の見通しなどを聞いた。

(*このインタビューは令和5年2月6日に行いました)

Q1 令和5年度税制改正を振り返り、率直な感想をお聞かせください。

▶大きな成果が出た税調

令和5年度税制改正は、年度改正としても大きな項目があり、さらに防衛力強化に係る税財源の確保も必要だろうと思っていましたので、昨年の9月頃から、久しぶりに“重い”税調(自民党税制調査会)になると感じていました。毎年11月中旬頃までに、その年の税制改正に関してマスコミからインタビューを受けます。例年はまず初めに、今年の税調で議論するポイントを聞かれますが、今回に限っては「防衛力強化に関する税財源はどうするのか」が最初の質問で、今までにないインタビューでした。案の定、大変忙しい税調となりました。

例えば、所得税ではNISA 制度の抜本的拡充・恒久化、相続税・贈与税では相続税の基礎控除引下げ(平成25年度改正)以来の大きな改正となりました。法人税関係でも、時代が大きく動くなか、「日本の活力を取り戻すには」、

「DX に対応するには」、「人への投資につなげるには」といった、様々な観点で議論をしました。車体課税(エコカー減税)でも、今後3年にわたる方向性を示すことができました。こうした年度改正の項目については、12月10日前後にその内容はほぼ固まっていました。しかし、12月16日まで議論を続け、防衛力強化に係る1兆円を越える税財源の大枠を示し、残りは今年の税調で結論を出すことにしました。大きな成果が出たと思っています。

Q2 研究開発税制の特別試験研究費に係る税額控除制度では、博士号取得者等の人件費を対象としました。趣旨は何でしょうか。

▶国内の優れた人材活かす制度を

これまでも企業に対して、「国内への投資を増やして欲しい」と言い続けてきましたが、正直なかなか成果が出ませんでした。一方、企業からすれば、国内の市場が縮小していくのであ

れば、国内への投資に二の足を踏むことも事実かと思えます。やはり日本経済が今後も更に成長すると信じてもらう、そのための政策を行う必要があります。

日本には優れた人材がたくさんいることを多くの方に理解してもらうことが大切です。日本では、博士号を取得している研究職の方でも、その経験を十分に活かせる職場につくことが難しい実態があります。また、博士号を取得しても、それ以外の修士号等の方とそれほど給与の差もないといった問題もはらんでいます。そうした方が、自信をもって働くことができる制度をつくらないといけません。こうした観点から、今回の改正で博士号取得者等の雇用に関する措置をとりました。

Q3 インボイス制度に負担軽減措置等が導入されました。背景をお聞かせください。

▶制度開始後に問題出れば更なる対応も

平成28年度改正で、消費税の軽減税率制度及びインボイス制度の法律を整備しました。インボイス制度の開始まで相当の準備期間があり、当初から、市場から免税事業者が排除される状況避けるために、経過措置として最初の3年間（令和8年9月末まで）は仕入れの8割、その後さらに3年間（令和11年9月末まで）は5割を控除できる制度も入れました。

インボイス制度の開始が目前となり、様々なご意見をいただきました。インボイス制度は、大きな経済的変革をもたらすと思っていますので、できるだけそうした声には対応させていただくということで、今回いくつかの措置を入れました。免税事業者が課税事業者に転換しやすいよう納税額を売上税額の2割に軽減する「2割特例」、課税売上高1億円以下等の事業者の

少額取引（1万円未満）は帳簿のみの保存を認める措置です。また、売主負担の振込手数料等の少額な返還インボイスの交付を不要とするなど、制度を改善しました。

インボイス制度開始後も、問題が出るのであればさらに使い勝手を良くし、法改正が必要であれば次の税調での対応もやぶさかではありません。インボイス制度が円滑に導入されることを心から願っています。

Q4 資産課税では、「相続時精算課税制度の使い勝手の向上」、「暦年課税制度における相続前贈与の加算期間の延長」が盛り込まれました。

▶相続前贈与の加算期間を7年に

我が国は、贈与税では比較的高い税率をかけており、一般の方にとっては贈与がしにくい税制と言えます。一方、贈与税が40%（基礎控除後の課税価格が1,000万円以下）等の税率で課される場合でも、最終的に相続税が55%の税率（法定相続分に応ずる取得金額が6億円超）で課される一部の資産家にとっては、贈与をした方がまだ税負担が低いとして、いわば節税的に贈与を行っている面があります。

贈与がしにくいという点に関しては、平成15年度改正で相続時精算課税制度を導入しましたが、あまり使っていただけではありません。年間110万円の控除枠が使えない点が大きいのと考えられるので、今回の改正で使えるようにしました。同制度を積極的に使っていただければと思います。

また、資産家の方にとって、贈与の方が得という点も埋めていかなければいけません。ヨーロッパ諸国のように、相続前の生前贈与の加算期間を10年にするなど、加算期間は長い方が良いという意見もあります。しかし、実務対応の

観点や、帳簿保存義務や脱税に係る更正期間が7年ということを考えますと、当面は、暦年課税制度の加算期間は7年として、節税的な贈与に一定の制限を加えることで、税の公平性を保つ手当てをしました。

Q5 与党の税制改正大綱（令和4年12月16日）には、退職金や私的年金に関する具体的な税制案の検討を進めることが示されています。どのような方向性が考えられますか。

▶私的年金・退職金税制等の対応を遠くない時期に検討

現時点では、具体的な検討案はありません。しかし、私的年金や退職金の税制の問題点は政府の税制調査会でも検討していただいております。どこかできれいな形に整えないといけない認識はあります。それほど遠くない時期、令和6年度の税制改正も含めて、しっかりと検討しないといけないと思っています。

Q6 同大綱には、地方税の外形標準課税の適用対象法人のあり方について、引き続き慎重に検討を行うことが示されました。検討の方向性を教えてください。

▶課税逃れの減資に対応する制度を今年も検討

外形標準課税は、資本金1億円超の大企業が対象になっています。しかし、明らかに規模が大きい企業が資本金を引き下げて課税を免れている事例が散見されます。外形標準課税が始まってから、その対象企業は3分の1程減少しています。

根本的に大企業と中小企業の線引きを変えるということも、頭の体操としてはありますが、国税にも影響しかねず、ハレーションが大きい



話になります。明らかに、課税逃れを目的とした減資に限って外形標準課税の適用を継続することができるのか。様々な議論が行われていますが、昨年の暮れには、まだ関係者の間で合意を得られていない状況でした。

悪意のない減資に影響を与えない形でどのような手当てができるのか、今年も引き続き検討し、結論が得られれば改正します。

Q7 同大綱の検討事項として、優良な電子帳簿の普及等のための措置等について更なる検討を行うことが示されています。今後の展望を教えてください。

▶実態を踏まえながら優良な電子帳簿の普及を進める

電子帳簿が広範囲で普及し、その中身も急速に進歩してきています。しっかりとした優良な電子帳簿を皆さんに使ってもらうことが理想です。ただ、零細企業はどうか、また、大企業といえども領収書等をはじめ、紙の文化は根強くあります。その現実を踏まえながら、なるべく電子帳簿を使いしっかりとした記帳を実現することが使命です。

電子化を実態より先に進めすぎると、色々な問題が起きますが、ある程度先へと誘導しないと後には続きません。徐々に、優良な電子帳簿の普及等を進めていく形になると思います。

Q8 昨年のインタビューで、令和5年度改正では、未来への投資に消極的な企業は増税し積極的な企業には減税する税制を検討すると話されていました (No.3696)。

▶企業の教育への積極的関与を促す措置も

法人税率を引き上げたうえで、積極的な投資に対しては大幅な減税を行い、投資をしない場合には増税となる枠組みを作りたいと思っていました。しかし、防衛力強化に係る税財源の話が浮上し、大きなしかけを作る状況ではなくなりました。

今年は、「人への投資」として、未来の日本に必要な人材を育てる教育機関を作る観点で、大学や高等専門学校、専門学校の新設に企業が寄附金を支出しやすくなるよう、個別審査を経ずにその全額を損金算入できる措置を導入しま

した。民間企業が主導して教育機関を創設しやすくする仕組みです。企業の方にはぜひ利用していただきたいと思います。

編集部 本日はお忙しいところありがとうございました。

《略歴》

- 宮沢 洋一** (みやざわ よういち) 氏
- 昭49. 4 大蔵省入省
 - 55. 7 岸和田税務署長
 - 平 4. 6 内閣総理大臣首席秘書官
 - 12. 6 衆議院議員総選挙当選 (以降3期連続当選)
 - 22. 7 参議院議員選挙当選
 - 26.10 経済産業大臣・内閣府特命担当大臣等
 - 27.10 自民党税制調査会会長
 - 28. 7 参議院議員選挙当選 (2期目)
 - 令元.10 自民党税制調査会小委員長
 - 3.11 自民党税制調査会会長

4. 会社が事業徴収を怠れたら社員に手配が... 真情の賠償額千円罰金の情五分【S巻】

【事例】若手社員が退職金未払いの事実を暴露... 退職金の請求額

あなたのスマホが
税務通信に!

スマホで
読める
税務通信アプリ

ご利用は
こちらから


